

年金だより

市民課国民年金係 ☎ 973-5498

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

平成24年10月から3年間に限り 納付可能期間が10年に延長されます

後納制度について

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、今年の10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が10年に延長（「後納制度」といいます）されます。過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

よくある質問 Q & A

Q 10年前の保険料が払えるの？

A 国民年金に加入していた期間で、納付済・免除期間を除き時効となった10年以内の期間の納付ができるようになります。

したがって、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。

Q 当時の保険料額のまま支払えるの？

A お申込みいただいた年度から起算して3年度を超えてお支払いいただく場合、当時の金額に「加算額」を加えた保険料を納付することとなります。

（例）平成24年度にお申込みの場合、平成21年度分以前の保険料に加算が付きます。

Q 現在、老齢基礎年金を受給中であるが、年金額を増額したいので10年遡って保険料を納付できるの？

A 後納制度は、65歳未満で老齢基礎年金をお受取りになっていない方が対象になりますので、すでに老齢基礎年金をお受取りになっている方（繰上請求含む）は

ご利用いただけません。

※65歳以上で年金受給権のない方は一部対象になります。

※特別支給の老齢厚生年金を受給されている方は対象になります。

後納制度をご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方
10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方
- ② 60歳以上65歳未満の方
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③ 65歳以上の方
年金受給資格がなく任意加入中の方など

後納保険料のお申込みについて

後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みをいただき審査させていただくこととなります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。

免除期間をお持ちの方へ

「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間は、後納制度をご利用いただけません。納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格に算入されますが、受け取る年金額は全額納付した場合より少なくなります。このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっています。将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納をおすすめします。

※免除等の承認を受けた3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算額が付きますので、早めの追納をおすすめします。

◎追納のお申込みは、市役所国民年金係または、コザ年金事務所（☎933-3437）へご相談ください。

お問い合わせ

『国民年金保険料専用ダイヤル』
☎0570-011-050

